

平成 30 年 5 月 11 日



各 位

会 社 名 スズキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 俊宏
(コード：7269 東証第1部)
問合せ先 経営企画室 経営管理・IR部長
小林 聖慈
電話番号 (053) 440-2030

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 152 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) コーポレートガバナンスの充実への取り組みとして、経営の透明性を確保するために、相談役・顧問を置かないこととしましたので、現行定款第27条を削除するものであります。
- (2) 現行定款第23条第1項について、現在は定めていない専務取締役及び常務取締役を削除して現状の体制に沿った内容に見直すとともに、会社法の法定事項に関する第2項を先順位とするものであります。また、現在は定めていない常任監査役に関する現行定款第33条第2項を削除するものであります。
- (3) チーム経営への移行を進める中で、経営体制の再構築を図るため、最高経営責任者及び最高執行責任者を定めないこととしましたので、現行定款第23条第3項を削除するものであります。また、これに伴い、現行定款第15条及び第17条に定める株主総会の招集者及び議長について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 6 月 28 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 28 日 (予定)

以上

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (招集者) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>最高経営責任者</u>がこれを招集する。但し、<u>最高経営責任者</u>に欠員又は支障があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 第16条 ＜条文省略＞ (議 長) 第17条 株主総会の議長は、<u>最高経営責任者</u>がこれに当たる。但し、<u>最高経営責任者</u>に欠員又は支障があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 第18条～第19条 ＜条文省略＞ 第4章 取締役及び取締役会 第20条～第22条 ＜条文省略＞ (<u>役付取締役、代表取締役、最高経営責任者及び最高執行責任者</u>) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、<u>専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を定めることができる。 ② 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。 ③ <u>取締役会は、その決議によって代表取締役の中から最高経営責任者及び最高執行責任者各1名を定める。</u> 第24条～第26条 ＜条文省略＞	第3章 株主総会 (招集者) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。但し、<u>取締役社長</u>に欠員又は支障があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 第16条 ＜現行どおり＞ (議 長) 第17条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。但し、<u>取締役社長</u>に欠員又は支障があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 第18条～第19条 ＜現行どおり＞ 第4章 取締役及び取締役会 第20条～第22条 ＜現行どおり＞ (<u>代表取締役及び役付取締役</u>) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長<u>その他取締役会が必要と認める役付取締役若干名</u>を定めることができる。 ＜第1項と第2項の順序入れ替え＞ ＜削除＞ 第24条～第26条 ＜現行どおり＞

(相談役及び顧問) <u>第27条 取締役会は、その決議によって相談役及び顧問を置くことができる。</u> 第28条～第29条 <条文省略> 第5章 監査役及び監査役会 第30条～第32条 <条文省略> (常勤監査役及び常任監査役) 第33条 <条文省略> ② <u>監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。</u> 第34条～第42条 <条文省略>	<削除> 第27条～第28条 <条数繰上げ、条文は現行どおり> 第5章 監査役及び監査役会 第29条～第31条 <条数繰上げ、条文は現行どおり> (常勤監査役) 第32条 <条数繰上げ、条文は現行どおり> <削除> 第33条～第41条 <条数繰上げ、条文は現行どおり>
---	---

＜ご参考＞ 第 152 回定時株主総会後の取締役の体制（内定）

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 152 回定時株主総会後の取締役人事を内定しました。第 152 回定時株主総会及び同株主総会後の取締役会において正式に決定いたします。

氏 名	役 職
鈴木 修	代表取締役会長
原山 保人	代表取締役副会長
鈴木 俊宏	代表取締役社長
本田 治	取締役技監
長尾 正彦	取締役常務役員
松浦 浩明	取締役常務役員
井口 雅一	取締役 ※
谷野作太郎	取締役 ※

※ 社外取締役